

国保の広場

問 市民課国保医療班
☎ 30-0222

飲み残しの薬は 薬局に相談しましょう

飲み残しの薬がある方は、まとめて薬局に持参し相談しましょう。薬局の薬剤師が、服薬できるかどうかを確認します。また、現在所持している薬の量に並び、医師から処方される薬の量を減らすことができる場合があります。新たに処方される薬が減ると、負担する薬代も少なくなります。「節薬」を心掛けましょう。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のはがきをお送りします

11月中に処方された薬剤について、ジェネリック医薬品へ変更した場合、自己負担額が1カ月に500円以上減少となる方を対象に、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」のはがきを郵送します。

ジェネリック医薬品については、医師、薬剤師などに相談ください。



国民健康保険税の最終納期限は 2月28日(木)です

期限内の納付にご協力ください

納期限を過ぎてしまうと、コンビニで納付することはできません。また、納付が遅れると、納付するまでの日数に応じて、延滞金が増算されます。期限内の納付にご協力をお願いします。

納付の相談はお早めに

期限内に納付できない場合は、早めにご相談ください。次の年度に持ち越すと、ますます納付が困難になります。ご相談の際は、納付できない事情が分かる書類などをなるべくお持ちください。

問 税務課 収納管理室
☎ 30-0215

年金からの特別徴収について 国民健康保険税が仮徴収されます

平成30年度国民健康保険税が特別徴収(年金天引き)されている方は、平成31年度国民健康保険税が仮徴収されます。仮徴収は、4月・6月・8月に年金から天引きされ、徴収額は平成31年2月の特別徴収と同額です。

※本徴収の額は、7月本算定時に確定します。年税額から仮徴収税額を差し引いた額が、10月以降の本徴収の納期に振り分けされます(仮徴収税額が年税額より多かった場合は還付されます)。

特別徴収対象者の納付月

平成31年度						
支払い月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特別徴収	◎		◎		◎	
普通徴収				●	●	●
支払い月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●	
普通徴収	●	●	●	●	●	

特別徴収から普通徴収への変更は 要件を満たすことが必要です

下記の要件をすべて満たしている方に限り、国民健康保険税の徴収方法を特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替)に変更することができます。希望される方は、税務課課税班へお申し込みください。

なお、変更後に要件を満たさなくなった場合は、再び特別徴収に変更させていただきますので、ご了承ください。

- 普通徴収への切り替え要件**
- 1 今後の納付方法を**口座振替にされる方**
 - 2 過去2年間において国民健康保険税の未納がない方
- ※上記①②の両方を満たす必要があります。

- 申請に必要なもの**
- 1 被保険者証
 - 2 認め印
 - 3 新たに口座振替の申し込みが必要となる方は、ご利用になる金融機関へ「口座振替依頼書」を提出し、その口座振替依頼書の本人控え(金融機関の受付印のあるもの)をお持ちください。

問 税務課 課税班 ☎ 30-0213

国民健康保険税の滞納が続くと…

納期限後も納めずにいると…

有効期限が1年間の被保険者証に代わり、**短期被保険者証※1**が交付されます。



納期限から1年を過ぎると…

短期被保険者証を返還していただきます。代わりに、**資格証明書※2**が交付されます。

- ※1 有効期限が通常より短い被保険者証です。
- ※2 病院、薬局などの窓口で、医療費の10割(通常は3割負担)をいったん自己負担していただくことになります。支払った医療費の一部については後ほど給付されますが、申請手続きが必要です。

2月の運動教室

どなたでも無料で参加できます。参加希望の方は、市民課国保医療班へ前日までに電話にてお申し込みください。

教室	日時	場所	必要なもの
ストレッチボール教室(さんさんレディースクラブ)	4日(木) 10時~	記念スポーツセンター	運動ぐつ、水分補給の飲料
ココから体操教室(華美会)	8日(木) 10時~	大湯温泉保養センター 湯都里	運動ぐつ、スポーツタオル、水分補給の飲料
ゆったりヨガ教室(くびれてみヨーガ)	15日(木) 10時15分~	花輪市民センター(コモッセ内)	ヨガマットまたは大判バスタオル、水分補給の飲料
ちょ筋ストレッチ教室(ホリデーサークル)	24日(水) 10時~	福祉プラザ	ヨガマットまたは大判バスタオル、水分補給の飲料
浅利ゆみ先生の健康体操教室(スマイル教室)	26日(金) 13時30分~	多世代交流スペース まちっこ	水分補給の飲料
リズム運動教室(ヘルスデザイン)	27日(土) 10時~	花輪市民センター(コモッセ内)	運動ぐつ、水分補給の飲料

※無料施設を利用される方は、1週間前までにお申し込みください。

特定健診・人間ドックは 2月中に受けましょう

今年度の40歳~74歳の国保被保険者を対象とした特定健診および人間ドックは、2月末で終了となります。まだ受けていない方は医療機関にお申し込みください。

健診は今の健康状態を把握できるだけでなく、健康の維持、増進にもつなげることができます。

なお、受診券の再発行を希望される方は、いきいき健康課(☎30-0119)までご連絡ください。

